

県南広域振興局長告示第117号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

平成25年6月18日

県南広域振興局長 遠藤達雄

1 共同生活介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0321500217	さくら荘	奥州市前沢区七日町裏122番地4	平成25年6月30日

2 共同生活援助

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0321500217	さくら荘	奥州市前沢区七日町裏122番地4	平成25年6月30日